

29 代言人規則第四条の儀伺

〔明治十三年十二月〕

代言人規則第四条ノ義ニ付伺

大和国添上郡奈良高畑町士族福井永頼儀代言試験願出候処同人義大阪鎮台入営中上官ヲ罵詈侮慢スル科ニヨリ徒刑一年ノ処断ヲ受ケシモノニシテ代言人規則第四条ニハ其明文ナシト雖モ亦常律ノ懲役一年以上ニ処セラレタル者ト同シク免許ヲ得ル能ハサル乎決シ兼候ニ付去月五日電信ヲ以テ相伺候処免許ヲ得ル能ハサル旨御指令有之何分試験期日ニ差迫リ居候ニ付直ニ願書却下候後情思考スルニ法律ニ明示セラレサルモノヲ明示セラレタル所ノ懲役及ヒ禁獄ノ処断ヲ受ケシモノト同シク免許ヲ与エラレサルハ少シク穩当ヲ欠キ候様被考候ニ付再度可相伺ト存居候処別紙書面ヲ以テ御省エ相伺度旨本人ヨリ申出候ニ付テハ人民ヨリ如斯義ヲ直ニ御省エ可相伺例規モ無之又檢事ヲ經由ストノ規則モ無之候得共直ニ却下スルモ不穩当ニ可有之且前頭ノ如ク電信之御指令ノミニテハ少シク尽サ、ル所モ有之旁永頼ノ伺書相添相伺候条至急何分ノ御指揮奉仰候也

明治十三年九月十二日

堺県一等警部 杉浦貞利

司法卿 田中不二麻呂殿

(ママ)
上伸書

一 本年八月二日代言願書奉呈セシ処、代言人規則第四条ニヨリ免許ヲ得ル能ハサル等ニテ願書却下ニ相成候得共、小生ニ於テハ軍律ニ触レシモ常律ニ触レシト無之ヲ以テ其儀相伺候処、軍律徒刑一年以上ハ同様ノ如クノ御指令ヲ拜承仕候得共、猶ホ軍律ト常律トノ權衡如何ニ至テハ別冊ニ陳述スルカ如ク了解難致廉々有之候ニ付、今一応司法卿閣下ニ伺出度候間、何卒其筋へ奉呈之程御取計被成下度此段奉願上候以上

堺県大和国添上郡奈良

上高畑町拾三番邸士族

明治十三年八月三十日

福井永頼

堺県一等警部 杉浦貞利殿

至急御伺書

第一条 本年八月二日ヲ以テ代言願書ヲ我堺県検査官ニ捧呈セシ処、曩キニ小生儀軍律ニ因リ処断セラレシヲ以テ本年御省甲第一号達代言人規則第四条ニ抵触スル者トシ該願書却下セラレタリ然ルニ小生ニ於テハ軍律ト常律トハ固ヨリ殊別ナル趣承知セラルニ付、同月十三日ヲ以テ伺書ヲ我堺県令閣下ニ差出セシ処、同県一等警部杉浦貞利殿ノ名ヲ以テ左ノ如ク指令セラレタリ其指令ノ文ニ曰ク

伺之趣、軍律ノ徒刑一年以上ニ処セラレシモノモ代言人規則第四条ニ因リ免許ヲ得ル能ハサル者其筋ノ指令ニヨリ願書却下候儀ニ付此旨可相心得候事

右ノ如ク指令セラレタレト未タ小生方伺書面ノ主義ニ対シ明解

ヲ賜ハリシ者ニ非サレバ曾テ小生カ伺ハントスル所ノ疑團ノ廉々ヲ列陳シ今又不了解ノ廉ヲ陳述シテ軍律ト常律トノ關係ノ如何ヲ伺ハントス

第二条 小生ハ陸軍ニ在務中不敬ノ書ヲ以テ上官ヲ罵詈侮慢スルノ罪ニ因リ除隊ノ上徒一年ノ刑ニ処セラレタリ然レト未タ公權剝奪セラレサル者ト承知セリ奈何トナレバ今軍律ト常律トノ異ナル所ヲ説テ之ヲ言ハン抑モ常律ニハ旧惡減免ノ例アリ又贖罪ノ例アリ又士族ト平民ト區別スル例アリ又裁判言渡不服ニ付之ヲ上告スルノ例アリ今軍律ニ於テハ是等ノ例一モアラズ故ニ犯罪数年ノ後ニ發覺スルモ減免ヲ得ル能ハズ情状憐ムヘキアルモ贖罪ヲ許サレズ身分士族ナルモ平民ト殊ナラズ裁判不服ナルモ上告スルヲ得ズ其殊ナルト大抵ネ如斯殊ニ軍律中本刑ト閏刑トヲ比較スルニ本刑徒三年迄ノ閏刑ハ終身武官大小ノ員ニ任スルヲ禁スル迄ニシテ准流五年以上ノ刑ニ非サレバ終身文武大小ノ員ニ任スルヲ禁セザレサル也既ニ武官ニ任スルヲ禁スルモ文官ニ任スルヲ禁セザレバ公權剝奪中武官トナルノ一權ヲ剝奪セラレシ者ニシテ其他ノ公權ニ於テハ更ニ關係無之モノ也

第三条 代言人規則第四条ニ掲載有之モノハ唯タ常律ニ抵触セシ者ノミト心得タリ然ルニ軍律ニ係リシ者モ亦同一様ニ取扱ハル、ハ將又成規ノアルアリテ然ル乎是レ了解シ能ハサル一也

第四条 曾テ改正徵兵令ヲ閱スルニ常律懲役一年以上軍律徒刑以上ノ刑ヲ受ケシ者ハ免役スト明文アリ今ヤ代言人規則ヲ閱スルニ軍律ニ触レシ者モ亦同様トノ明文ナシ凡ソ明文ナキモノハ之ヲ禁セラレサル者ト思考セリ然ルニ今般ノ如ク該規則ニ明文

ナキモ之ヲ禁セラル、者ハ如何ナル所以ナルヤ是レ了解シ能ハサルニ也

堺大和国添上郡奈良
上高畑町十三番邸士族

明治十三年八月廿四日

福井永頼

司法卿 田中不二麻呂殿

第五條 仏蘭西刑法第五條及我新頒刑法第四條ヲ案スルニ此刑法ハ兵事則チ陸海軍ニ関スル法律ヲ以テ論スヘキ者ニ通シ用フ可ラストノ旨ヲ示シタリ又仏刑法第五十六條及我新刑法第九十六條ヲ案スルニ海陸軍裁判所ニ於テ判決ヲ経タル者再ヒ重罪輕罪ヲ犯シタル片初犯常律ニ随ヒ処断シタルニ非レバ再犯ヲ以テ論ス可ラサル旨示シタリ而シテ又曾テ静岡岡県ノ内務省ニ伺ノ指令ニ軍人軍属ノ犯罪ヲ処スルハ軍律全体ノ權衡ヲ以テ擬定スル所ニシテ固トヨリ常律ト比較難相成旨明示セラレタリ其他法典ヲ閱スルニ軍法ヲ非常ノ司法又海陸軍裁判所ヲ特設ノ法司ト明説セリ然ルニ代言人規則ニ於テハ之ヲ同一様ニ見認メラル、ハ將又法理上所由ノアルアリテ然ル乎是レ了解シ能ハサル三也

(注記2)
明治十三年十一月十九日

(注記3)

(注記4)

大臣 花押 (三條 有栖川 岩倉)

内閣書記官 (金井)

(注記5)

(注記6)

司法省伺軍律徒刑ニ処セラレタル者代言人免許出願ノ節取扱

方ノ事法制部勸査進呈ス依テ回議ニ供ス

參議 (大隈) (天木) (山本) (寺島) (井上) (山田) (黒田) (伊藤) (山縣) (西郷) (片岡) (注記7)

(注記6)
明治十三年十一月十八日

法制部 印

第六條 代言人規則第四條第四項ニ掲載有之國事犯ヲ除クノ外云々ノ意ヲ推考スルニ國事犯罪ヲ処スルノ法律ハ常事犯罪ヲ処スルノ法律ト別種ノ者ニシテ則チ彼是法律ノ異ナルヲ以テ則今代言人免許ヲ得ルニ差支ヘ無之モノナル可シ抑モ法律ノ異ナルヲ以テ免許ヲ与フルニ差支ナケレバ軍律モ亦固ヨリ常律トハ別種ノモノナルヲ以テ差支ヘ無之者ト思考ス然ルニ亦國事犯ハ別種ナルモ軍事犯ハ同様ト見做サル、乎是レ了解シ能ハザル四也

御指令案

(井手)

第七條 前条々ニ陳述スルカ如ク了解シ能ハサル廉々有之殊ニ小生方昨今志望スル前途ニ障礙甚タ多ク又小生方国民ノ一權利ニ關係不尠ヲ以テ此段伺出候義ニ付何卒至急御指令ノ程奉仰候也

參照

代言人規則

第四条 代理人ノ免許ヲ得ル能ハサル者左ノ如シ
四 国事犯ヲ除クノ外懲役並ニ禁獄一年以上ノ刑ヲ受ケタ
ル者

(注記1)

「三」(簿册内件名番号)

(注記2)

「司甲四九二号」

(注記3)

〔谷森〕

(注記4)

〔四谷〕

(注記5)

「掲」

(注記6)

「法制部第二九号」

(注記7)

〔日置〕

〔明治十三年十二月
公文録 司法省之部
2A, 10, ㊟2707
一〕